

充電器 使用方法

1



充電器(東)コネクタ
表示ランプ
充電器(西)コネクタ

受付でお渡しした鍵をご確認いただき、該当する機器側のコネクタ、表示ランプをご確認ください。

2



鍵を差し、右へ回すと充電コネクタのロックが解除されます。

3



充電ケーブル

ロック解除ボタンを押しながら、充電コネクタを引き抜き、充電ケーブルを全て解いてください。
※巻いたまま使用しないでください。

4



車の給電口にコネクタを差し込みます。
※「ガチャ」と音がして、確実に差しこまれたか確認してください。

5

※充電器(東)の場合



充電中ランプが点灯していることを確認してください。
※10秒以上経過しても点灯しない場合は Mode1 スタートボタンを押してください。
※満充電の場合は点灯しません。

6



充電終了後、充電コネクタを車から抜き、充電ケーブルを巻き付け(4巻き)た後、充電コネクタを戻してください。
最後に鍵を左に回し、ロックした後、受付に返却してください。

※ 使用時間は1回あたり1時間です。

利用上の注意

広く、皆さまにご利用いただくため、充電設備の利用に関して、一定の条件を定めております。ご利用に際しては、「尾張旭市電気自動車充電設備使用要綱」に定める使用手続（第4条）及び遵守事項（第7条）をお守りいただき、充電中はすぐにお越しいただける範囲でお待ちいただくなど、他の利用者に御配慮いただきますようお願いいたします。

【尾張旭市電気自動車充電設備使用要綱（抜粋）】

（使用手続）

第4条 充電設備を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、充電設備を使用する前に、電気自動車充電設備使用届出書（別記様式）を市長に提出するとともに、運転免許証を提示しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは運転免許証の番号を控えた上で、使用者に充電設備の鍵を貸与するものとする。

3 使用者は、充電終了後速やかに貸与された鍵を返却しなければならない。

（遵守事項）

第7条 尾張旭市役所駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 充電のための駐車スペースを第4条に規定する使用手続を行わずに駐車場として使用しないこと。

(2) 第4条に規定する使用手続を行わずに充電設備を操作しないこと。

(3) 充電完了後に、充電のための駐車スペースに駐車し続けないこと。

(4) 施設又は設備を損傷するおそれがある行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市職員の指示に反する行為をしないこと。